

伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務委託

プロポーザル実施要領

令和7年10月

伊佐市 教育委員会

学校給食センター

伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

伊佐市立学校給食センターにおいて、調理・配送等業務を委託するにあたり、学校給食が学校教育の一環であることを理解し、学校給食の質の低下を招くことがないように十分に配慮しながら、専門技術（調理技術、衛生管理能力等）と実績を有する民間事業者の中から安全安心な学校給食を安定的かつ持続的に提供できる優れた事業者を企画提案（公募型プロポーザル）方式により募集及び選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務委託

(2) 業務場所

伊佐市立学校給食センター：伊佐市菱刈花北 1084 番地

(3) 委託期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 3 年間

(4) 業務内容及び施設概要

伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書のとおり

(5) 委託料の上限額

計 367,000,000 円（3 年間、税込み）

令和 8 年 8 月～令和 9 年 3 月 75,291,000 円

令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 122,232,000 円

令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月 127,248,000 円

令和 11 年 4 月～令和 11 年 7 月 42,229,000 円

※上限額は、契約時の予定価格を示すものでないことに留意すること。

3. 参加資格

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加事業者」という。）の参加資格は次のとおりとする。

ア 委託業務開始前まで勤務する伊佐市立学校給食センター調理員が、本プロポーザルにより委託が決定した事業者（以下、「受託者」という。）に継続して勤務を希望した場合は、現在の雇用条件に留意し、積極的に採用するように努め、現給保障（委託直前の給与・賞与）をしたうえで、受託者の会社規定により原則毎年昇給することを確認すること。

イ 本実施要領「4. 参加手続」（2）に示す説明会に出席すること。

ウ 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

エ 令和 7・8 年度伊佐市入札参加資格を有していること。（なお、令和 9 年度以降の伊佐市入札参加資格も申請すること。）

オ 小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を 3 年以上有している法人、又は学校給食センター等の一施設で一日当たり約 2,000 食以上の学校給食調理業務実

績を3年以上有し、且つ、現在もその該当する施設で調理配送等業務委託を締結しており、その受託実績が良好であること。

カ 製造物責任法（平成6年法律第85号）上の生産物賠償責任保険に加入していること。

キ 契約締結までに履行保証人を確保すること。

ク 市との連絡・調整が速やかに行えるよう、令和8年3月末現在で、鹿児島県内に本社、支社、営業所又は事業所を有していること。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

コ 伊佐市物品購入等に係る指名停止に関する要綱の規定による指名停止措置の期間中ではないこと。

サ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中ではないこと。

シ 直近1年間の法人税、消費税及び地方税を滞納していないこと。

ス 過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

セ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（2）参加資格の確認・審査

ア 参加表明書の提出日を基準とし、参加資格の結果についてメールで通知する。

イ 参加資格合格後から受託者が決定するまでに参加者資格の要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

ウ ア及びイにより、参加資格が無いと判断された参加事業者は、失格の通知を受けた日を含む3日以内に、市に対し説明を求めることができる。

（3）参加に関する留意事項

ア 参加事業者は、参加表明書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加事業者は、提案書の様式6～17において参加事業者名が識別できる情報（社名・ロゴ等）を使用しないこと。なお、使用していた場合は再提出を求め、提出期限は遵守すること。

ウ 本実施要領「4. 参加手続」（2）に示す説明会への出席者数は、各参加事業者2名以内とする。

エ 本プロポーザル参加に関する必要な費用は、参加事業者の負担とする。

オ 本プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

カ 参加事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは実施要領等に基づき、提出される書類の内容を無償で使用するができるものとする。また、必要に応じて応募書類の内容の一部を加工して使用する場合がある。

キ 提出された書類については、イによる以外変更できないものとし、また、その理由に関わらず返却しない。

ク 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用

させ、または内容を掲示することを禁止する。これを遵守できなかった場合には失格とする。

ケ 参加表明書提出日から受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。

- ①参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ②同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
- ③同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ④記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

ア 市が提出する資料及び質問への回答書または、本実施要領に定めるもの以外で、必要な事項が生じた場合の通知は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 審査結果の通知は一次・二次審査ともにメール及び文書で通知する。同時に受託候補者決定は市ホームページにも公開する。

ウ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

エ 本事業は参加事業者または、1次審査合格者が1者であっても本プロポーザルは継続するものとする。

4. 参加手続

本プロポーザル実施の日程は次表のとおりとする。ただし、受付は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。次表に示す説明会に不参加の事業者については応募ができないので、注意すること。

項目	期日・期限
公募開始	令和7年10月23日(木)
説明会	令和7年11月6日(木) 午後3時から
参加表明書受付期限	令和7年10月23日(木)～11月10日(月) 午後5時必着
参加表明書確認結果通知	令和7年11月11日(火) 午後5までに随時通知
質問の受付	令和7年11月6日(木)～11月12日(水) 午後5時まで
質問の回答	令和7年11月14日(金) 午後5までに随時回答
提案書及び見積書の受付期限	令和7年11月14日(金)～12月5日(金) 午後5時必着
一次審査(書類審査)	令和7年12月中旬
一次審査結果通知	令和7年12月中旬～下旬
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年1月中旬～2月上旬
受託者候補の決定	令和8年1月下旬～2月中旬
受託者候補からの見積徴取、受託者決定	令和8年2月中旬～3月上旬
開始準備	決定後～令和8年7月31日(水)

※スケジュールは市の都合で変更することがあります。予めご了承下さい。

(1) 実施要領等の公表

公表場所：伊佐市ホームページ

公表資料：実施要領、仕様書、様式集等

公募期間：令和 7 年 10 月 23 日（木）～令和 7 年 11 月 10 日（月）

(2) 説明会の実施

ア 日時 令和 7 年 11 月 6 日（木） 午後 3 時から

イ 場所 伊佐市役所菱刈庁舎 3 階大会議室（〒895-2701 伊佐市菱刈前目 2106 番地）

ウ 受付 午後 2 時 30 分～

エ 参加可能人数 各事業者につき 2 名以内とする。

オ 留意事項

①説明会に参加される事業者は、別紙の説明会参加申込書を令和 7 年 10 月 31 日（金）正午までに、FAX 又は E メールにより提出すること。

②説明会では、実施要領等は配付しないので、各自ホームページより出力して持参すること。

③現給保障に必要な資料は説明会に出席した事業者に配付する。

(3) 実施要領に関する質問の受付

本実施要領の内容に関する質問は、説明会に参加した事業者のみが行えるものとし、次のとおり受け付ける。（説明会への不参加事業者等からの質問は受け付けない。）

ア 質問書（様式 1）に内容を簡潔に記載し、FAX 又は E メールにより提出すること。

イ 受付期間は、令和 7 年 11 月 6 日（木）～11 月 12 日（水）午後 5 時までとする。

ウ 電話及び口頭等の個別対応は行わない。

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和 7 年 11 月 14 日（金）までに説明会参加事業者全員に FAX または E メールで随時回答する。無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

質問に対する回答は、実施要領や仕様書等の追加又は修正とみなす。

5. 提出書類

(1) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び参加資格要件確認書

ア 受付期間 令和 7 年 10 月 23 日（木）～11 月 10 日（月）午後 5 時必着

イ 提出書類

①参加表明書 1 部（兼参加資格審査申請書）（様式 2）

②参加資格要件確認書 1 部（様式 3）

③提出書類受領書（様式 18）

ウ 提出方法

直接持参（受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は書留郵便、宅配便にて提出すること。

(2) 提案書及び見積書

ア 受付期間 令和 7 年 11 月 14 日（金）～12 月 5 日（金） 午後 5 時必着

イ 提出書類

①提案書及び見積書（様式 4～17）10 部（正 1 部・副 9 部）

「プロポーザル書類等作成要領」に留意し提出すること。

②提出書類受領書（様式 18）

ウ 提出方法

直接持参（受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は書留郵便、宅配便にて提出すること。

エ 様式 6～17 において、参加事業者名が識別できる情報（社名・ロゴ等）を使用しないこと。

（3）参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式 19）及び提出書類受領書（様式 18）を提出すること。

6. 提案書等の審査

伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の審査を行い総合的に最も優れた参加事業者を選定する。

（1）一次審査

提案書及び見積書の書類審査を行い、本委託事業の適正な履行に支障がないと判断される数社を第二次審査の対象者とする。

（2）二次審査

ア 二次審査は、一次審査を合格した参加事業者を対象に、選定委員会による提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの評価をする。詳細については別途通知する。

①時 間 プレゼンテーション（20 分以内）、ヒアリング（10 分以内）とする。

②出席者 3 名以内とする。

③準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備すること。（スクリーンは市で準備する。）

④準備・撤収は、審査前後の休憩時間に行うこと。

イ 審査を行う順番は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付順とする。

ウ 評価項目及び評価の観点のプロポーザル書類等作成要領の選考審査基準のとおりとする。（評価項目を提案書に分かるように表示すること。）

（3）審査結果の通知

ア 審査結果は一次・二次審査ともにメール及び文書で通知する。同時に受託者候補決定は市ホームページにも公開する。

イ 審査経過及び選考結果についての不服及び異議申し立ては一切受け付けない。

（4）受託者の決定、契約の締結

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、最も評価の高い参加事業者を受託者候補として本業務に係る随意契約の相手方とし、市と受託候補者と最終調整を行い、それを加味した見積書を徴取のうえ、予定価格を下回った場合に受託者として決定、契約を締結する。なお、受託者候補と契約が締結できなかった場合は、評価の高い参加事業者から順に同様の手続きを行い、受託者を決定、契約を締結する。

（5）再募集

審査の結果、受託者として適切な参加事業者がいないうきは、「適切な参加事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

(6) その他

ア 企画提案書に記載されていない追加提案は認めない。ただし、企画提案書の内容補足は認める。

イ 令和8年度の業務開始までの業務準備等にかかった経費は全て受託者の負担とする。

7. 書類提出及び問い合わせ先

〒895-2703 鹿児島県伊佐市菱刈花北 1084 番地

伊佐市立学校給食センター

電話番号：0995-24-1223 FAX：0995-24-1213

E-mail：k-kyusyoku@city.isa.lg.jp

プロポーザル書類等作成要領

1 選考審査基準

(1) 企業評価

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 業務実績	・学校給食調理等業務受託実績 (学校給食センター方式)	様式 6 号の 審査
イ 企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理等業務に取り組む意欲	様式 7 号の 審査
ウ 危機管理体制	・調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・生産物賠償責任保険 (P L 保険) 等の損害 賠償制度の加入グレード ・災害時対応	様式 8 号の 審査

(2) 技術力評価

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 提案内容的確性	・学校給食の専門性、安定的な提供に関する 実施方針 ・サービス水準	様式 9 号の 審査
イ 人員配置体制	・現調理員の雇用確保及び現給保障に対す る考え方 ・配置人数、組織体制 ・業務責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制	様式 10 号の 審査
ウ 衛生管理体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策	様式 11 号の 審査
エ 研修計画等に関 する提案	・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画	様式 12 号の 審査
オ アレルギー対応 食	・類似対応施設実績 ・人員配置計画 ・実施体制	様式 13 号の 審査
カ 食育の充実、学校 との交流企画	・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画	様式 14 号の 審査
キ 供用開始に向け た準備、その他	・供用開始に向けた準備業務及び訓練 ・その他各社独自の提案	様式 15 号の 審査
ク 調理実施体制に ついて	・調理員の動線 ・衛生管理 ・調理員の役割	様式 16 号の 審査

(3) コスト評価

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 受託コスト	・ 現給保障 ・ 配置人数 ・ 経費負担内訳	様式 17 号の 審査

2 留意事項

- (1) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等を遵守すること。
- (2) 提案書は、各様式に示した目安ページ数と同一にする必要はないが、様式第 6 号から第 15 号までの提案ページ数は全体で 20 ページ以内とすること。（目次は含まない）
- (3) 提案書の文字フォントサイズについては、10.5 ポイント以上とすること。図示、着色は自由とし、色数の制限はない。
- (4) 見積書に関する事項
 - ア 見積書に記載する委託料の金額は、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。（見積もった額の 110 分の 100 に相当する額）
 - イ 見積書を先頭に、年度毎の人件費、被服衛生費、消耗品費、管理費等、詳細な積算内訳書を添付すること。
 - ウ 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。
- (5) 原則として A4 版・縦型・横書き・左綴じとし、様式ごとにインデックスを貼り付け、ページ番号を付すとともに、フラットファイルに編冊すること。会社の概要及び組織については、パンフレットを添付すること。（パンフレットが無い場合は事前に連絡すること。）
- (6) フラットファイルの背（縦書き）及び表（横書き）に次の事項を標記すること。
 - ア 正本
 - ① タイトル「伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務委託 提案書」
 - ② 参加事業者名
 - イ 副本
 - ① タイトル「伊佐市立学校給食センター調理・配送等業務委託 提案書」

3 提出部数

- (1) 提案書及び見積書 正本 1 部、副本 10 部の計 11 部